

第2章 持分によるリスクについて

第1部 持分について

第1節 持分の意義

従来、医療法人の持分については、法令に明文規定が存在せず、実務上の呼称も統一されていませんでしたが（「出資持分」「持分」「出資金」「出資」等の様々な呼称が用いられていました。）、平成26年の医療法改正に伴って、法令に、持分の定義が規定されました（法附則第10条の3第3項第2号括弧書）。

これにより、今後は、「持分」との呼称及び「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」との定義が一般化していくものと思われますので、本マニュアルでも、かかる呼称及び定義を採用することにします。

第2節 持分の払戻請求

1 定款の根拠規定

持分の払戻請求権は、定款の規定を根拠に発生する権利です。

そうした根拠規定の典型例が改正前モデル定款第9条「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」であり、これと同趣旨の規定が定款中に存在する医療法人においては、持分の払戻請求の問題が発生する可能性があります。

したがって、持分の払戻請求の問題を検討するに際しては、まず、自法人の定款を精査することが必要不可欠となります。

2 請求権者

改正前モデル定款第9条は、「社員資格を喪失した者」が持分の払戻請求権者であると定めています。

そうすると、定款中に改正前モデル定款第9条と同趣旨の規定を有する医療法人において、万一、社員資格を有しない出資者が存在した場合、当該出資者やその相続人等は、当該定款規定を根拠とした持分の払戻請求はできないこととなります（この場合の払戻請求の可否・内容等は、民法等の一般法理に基づいて判断されることになると考えられます。）。

このように、自法人の定款規定の解釈・適用に際しては、持分の払戻請求権者に留意することも必要です。

なお、定款中に改正前モデル定款第9条と同趣旨の規定が存在する医療法人において、持分を有する社員が死亡により社員資格を喪失した場合、当該社員のもとで持分払戻請求権が発生すると同時に相続されると考えますので、結果的には相続人が請求権者となります（後記3参照）。

3 払戻額

定款中に改正前モデル定款第9条「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」と同趣旨の規定を有する医療法人の場合、持分の払戻額は、社員資格の喪失時点における当該医療法人の財産評価額に、同時点における当該資格喪失者の出資割合を乗じて算定される（いわゆる出資割合説に基づいて算定される）ことが、平成22年4月8日の最高裁判決（最一小判平22.4.8裁時1505号8頁）によって確定したと一般に考えられていると思われま

す。しかし、上記の最高裁判決は、いわゆる出資割合説の無条件・一律適用を宣言しているとは解されませんので、自法人の定款規定を実際に解釈・適用する際は、同判決の射程（※1）の問題や、同判決のいう権利濫用法理（※2）の適用可能性等を慎重に検討する必要があります。

また、いわゆる出資割合説を適用する場合、出資割合を乗じるべき医療法人の「財産の評価額」の算定方法は必ずしも一義的ではないため、近時の裁判例（※3）等も参照しつつ、適切に算定することが望まれます。

さらに、持分払戻請求権に対して相殺（※4）を行うことが可能な反対債権の有無・内容等も精査する必要があります。

持分の払戻額の算定方法は、実際に払戻しを行う場面においては勿論のこと、持分によるリスクや持分なし医療法人への移行を検討する場面等においても非常に重要な意味を持ちますので、十分に検討する必要があります。

（※1） 判決の射程

最一小判平22.4.8は、その判決理由中で、「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる」との定款規定を解釈するに際して、解散時の残余財産の分配に関する規定中にあった「払込出資額に応じて」という文言との対照を行っています。

このような判断態様に鑑みると、解散時の残余財産の分配に関する規定の内容等が上記最高裁判決の事例とは全く異なる定款については、同判決のロジックが当てはまらない（同判決の射程が及ばない）との解釈が成り立つ可能性もあると考えられます。

（※2） 権利濫用法理

最一小判平22.4.8は、「出資金返還請求額の額、被上告人（注：対象医療法人）が過去に和議開始の申立てをしてその後再建されたなどの被上告人の財産の変動経緯とその過程においてC（注：出資者）らの果たした役割、被上告人の公益性・公共性の観点等に照らすと、上告人（注：Cの子）の請求は権利の濫用に当たり許されないことがあり得るといふべきである」と判示しています。

このような権利濫用法理は、基本的には、裁判所が個別事案における妥当な解決を図るために用いる法理ですので、その適用の有無を事前に判断することは困難ですが、例えば、「当該医療法人が過去において債務超過かそれに近い状態に陥り、後に関係者の努力により再建されて現在の資産状態が形成され、その資産形成には当該社員が貢献していないというような事案」（宮川光治裁判官の補足意見参照）においては、専門家の助力を得て具体的に検討する必要があると思われま

(※3) 裁判例

最一小判平22.4.8後に出された裁判例の一つとして、東京地裁平成26年1月15日判決が参考になると思われます。

(※4) 相殺

医療法人が持分権者に対して何らかの債権（例：貸金返還請求権、不当利得返還請求権、損害賠償請求権）を有する場合は、持分払戻請求権に対する相殺を検討することになります。

相殺を行う場合は、当然ながら、法的に有効な形で実行しなければなりませんので、単なる会計上の処理だけで済ませることがないように注意する必要があります。

4 払戻しに伴う課税関係

持分の払戻額から当該持分に係る払込出資額を差し引いた金額は配当所得の金額とされ、払戻しを行う医療法人は、かかる配当所得の20.42%（復興特別所得税含む。）相当額を源泉所得税として納付しなければなりません。

また、持分の払戻しを受けた者は、上記の配当所得の金額につき、他の所得と合算して確定申告を行う必要があります。

なお、持分あり医療法人の設立後に追加出資や持分の払戻しが行われて出資総額の増減が生じた場合は、その後における持分の払戻しの際に一部譲渡所得が生じることもあります。

第3節 持分の相続

1 権利形態の変換

定款中に改正前モデル定款第9条と同趣旨の規定が存在する医療法人において、持分を有する社員が死亡により社員資格を喪失した場合、当該社員が有していた持分は、具体的な金銭請求権たる持分払戻請求権に変換し（最一小判平22.4.8の金築誠志裁判官の補足意見参照）、この持分払戻請求権が当該社員の相続人に相続されると解されます。

一般に、持分の相続という言い方をよくしますが、厳密に見ると、相続されるのは、持分ではなく、その払戻請求権であるということになります。この解釈は、相続人が当該医療法人の社員である場合も異ならないと考えられますので、注意が必要です。

2 相続税

持分（厳密に言うと持分払戻請求権）については、財産価値を有するものとして、相続税の課税財産に含めることとされています。

医療法人の財産状況等によっては、持分の相続財産としての評価額が巨額に上る可能性もあり、そのような場合には、医療法人の円滑な事業承継が阻害されることにもなりかねません。

第2部 持分リスクの基本構造

第1節 財務諸表の基本構造

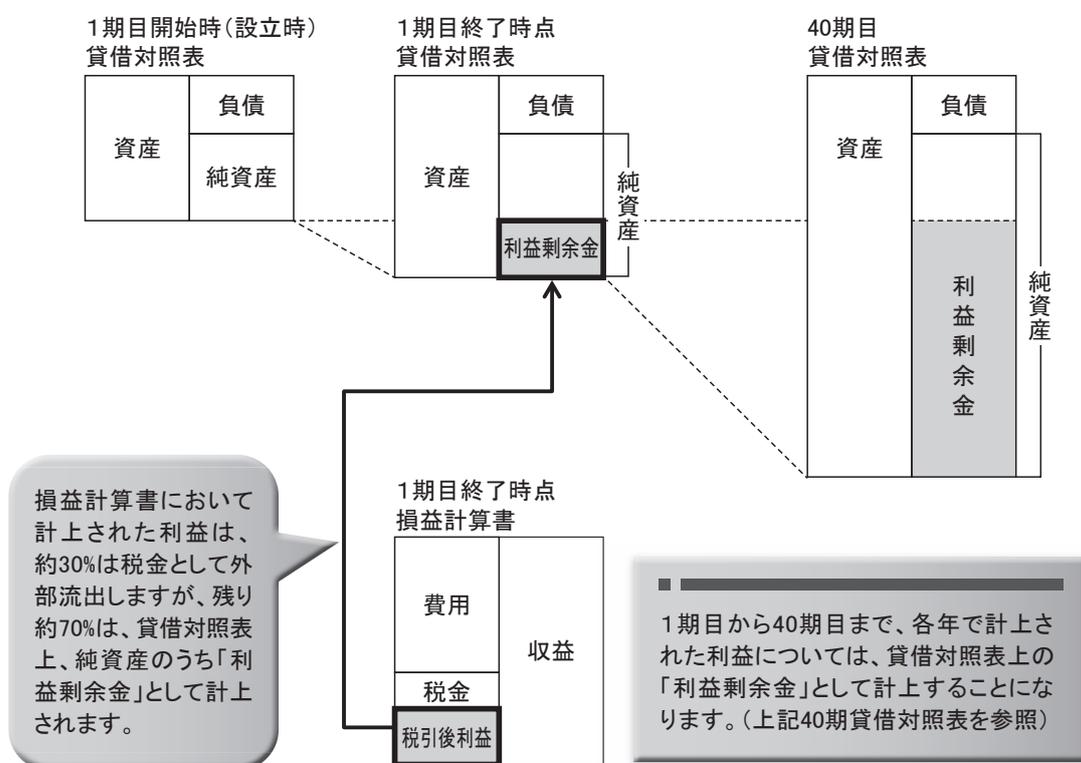
1 貸借対照表と損益計算書の関係（純資産が増える仕組み）

持分は、貸借対照表のうち純資産の部に対応します。この純資産が増えることにより「出資額に応じた持分」も増えることになります。

以下の簡単な図解で純資産が増える仕組みを確認してみましょう。

《ポイント》

利益が出ることにより、貸借対照表上、純資産も増える。



※ このように、純資産は、利益が出ることにより増加していきます。そのため、対応する持分も増加することになるのです。

2 注意を払うべき状況にある医療法人の典型例 ここで、注意を払うべき医療法人の貸借対照表の事例を示します。

ケーススタディの要点

★1 黒字が続くと利益が利益剰余金として累積するため、持分評価額が増加する。医療法人は配当ができないため、利益剰余金が累積しやすい。

★2 病院の敷地が自己所有の場合、その評価額は取得価額(帳簿価額)と大きく異なる可能性があり、持分評価額に大きな影響を及ぼすこともあるので注意が必要です。

<特徴点>

- ① 黒字が続く利益剰余金が蓄積されている。
- ② 設備投資が多いため現預金が少なく、固定資産が多い。

<前提条件>

- ① 設立から40期目の現在まで、毎期50,000千円の税引前当期純利益を計上している。
- ② 法人税等は簡便的に税率30%で計算する。
- ③ 毎期35,000千円の税引後当期純利益は借入の返済に充当し、借入弁済後は設備投資の資金としている。
- ④ 40期目に土地及び建物の時価評価を不動産鑑定士に依頼したところ、評価額は土地600,000千円(※1)、建物580,000千円と算定された。
- ⑤ 持分評価においては、時価純資産価額に基づき不動産鑑定士の評価額を用いる。

開始B/S (設立時)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	30,000	I 流動負債	100,000
現金及び預金	30,000	買掛金	0
事業未収入金	0	未払金	0
棚卸資産	0	短期借入金	100,000
その他流動資産	0		
II 固定資産	800,000	II 固定負債	700,000
有形固定資産	800,000	長期借入金	700,000
建物	350,000	負債合計	800,000
医療用器具備品	50,000	純資産の部	
土地	400,000	科目	金額
		I 資本金	30,000
2. 無形固定資産	0	II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	0
3. その他の資産	0	IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	30,000
資産合計	830,000	負債・純資産合計	830,000

40期目B/S

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	815,000	I 流動負債	380,000
現金及び預金(※2)	295,000	買掛金	190,000
事業未収入金	440,000	未払金	90,000
棚卸資産	30,000	短期借入金	100,000
その他流動資産	50,000		
II 固定資産	1,255,000	II 固定負債	260,000
有形固定資産	1,200,000	長期借入金	260,000
建物	610,000	負債合計	640,000
医療用器具備品	90,000	純資産の部	
土地	500,000	科目	金額
		I 資本金	30,000
2. 無形固定資産	20,000	II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	1,400,000
3. その他の資産	35,000	IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	1,430,000
資産合計	2,070,000	負債・純資産合計	2,070,000

持分評価後 (時価純資産価額)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	815,000	I 流動負債	380,000
現金及び預金	295,000	買掛金	190,000
事業未収入金	440,000	未払金	90,000
棚卸資産	30,000	短期借入金	100,000
その他流動資産	50,000		
II 固定資産	1,325,000	II 固定負債	260,000
有形固定資産	1,270,000	長期借入金	260,000
建物	580,000	負債合計	640,000
医療用器具備品	90,000	純資産の部	
土地(※1)	600,000	科目	金額
		I 資本金	30,000
2. 無形固定資産	20,000	II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	1,400,000
3. その他の資産	35,000	IV 評価・換算差額等	70,000
		純資産合計	1,500,000
資産合計	2,140,000	負債・純資産合計	2,140,000

50,000 × 70% × 40年

持分評価額が約50倍に

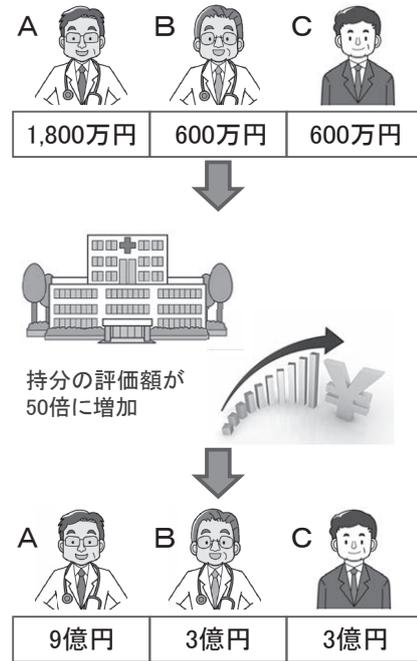
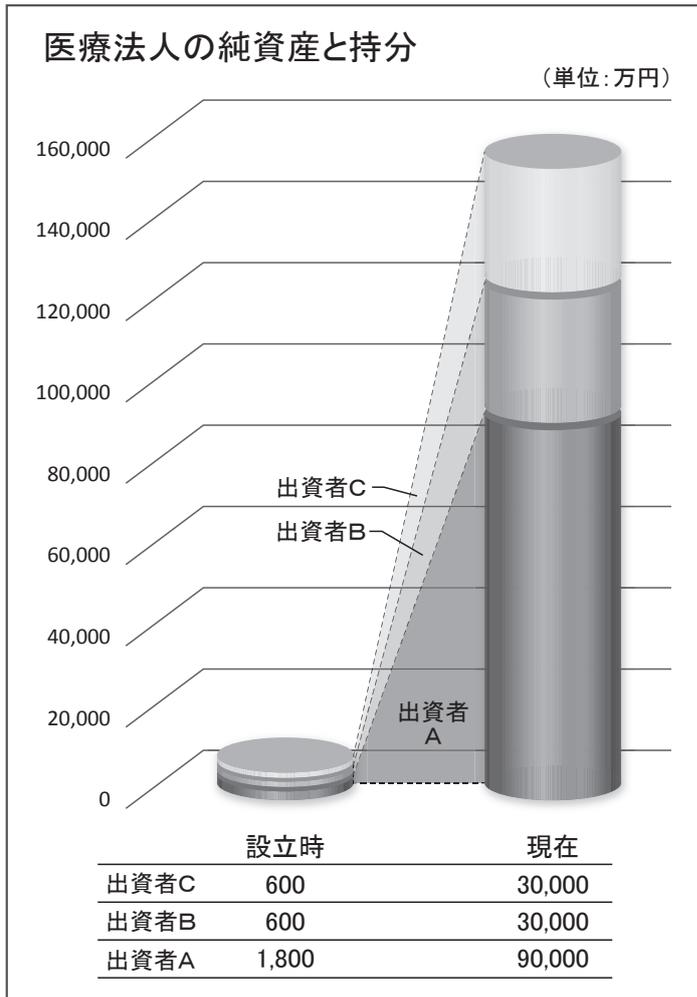
土地(600,000 - 500,000)
+ 建物(580,000 - 610,000)

(出資の評価)
= (資産 - 負債) ÷ (資本金)
= (2,140,000 - 640,000) ÷ 30,000
= 50倍

つまり、持分評価額が約50倍まで高騰している

補足 ※1 当ケーススタディでは、土地の評価において含み益が生じているが、含み損が生じる可能性もある。
※2 減価償却費は支出を伴わない費用であることから、減価償却費相当分の資金が法人内部に留保される。

3 純資産が増えた場合に持分の評価額が増加する仕組みをイメージ図で示します。



第2節 持分の直接的な影響と間接的な影響

1 直接的な影響：持分の払戻請求権の存在

前節3の事例において、持分を有する社員Aは、退社時に医療法人に対して自己の持分に相当する財産の払戻しを求めることができます。その場合、医療法人に9億円の支払いが生じます。



2 間接的な影響：相続税、贈与税による影響

持分を相続したことによる多額の相続税の納税もしくは回避のため、払戻請求権の行使もしくは持分の放棄が行われます。

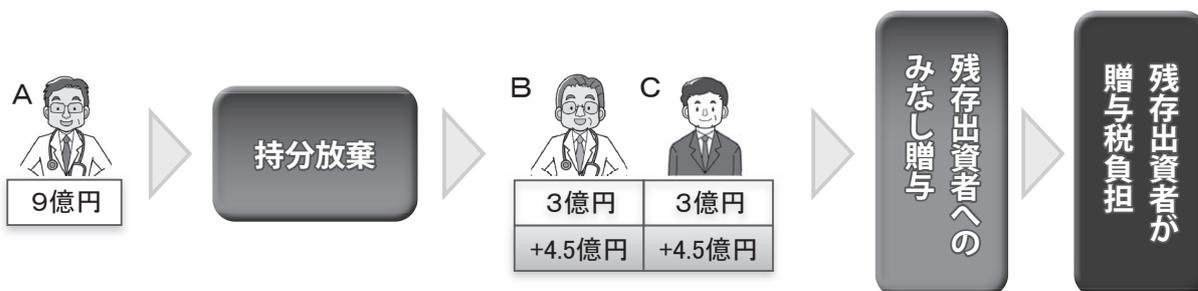
ア 出資者Aが死亡し、相続が開始した場合

相続人による払戻請求が考えられ、「1 直接的な影響」につながります。



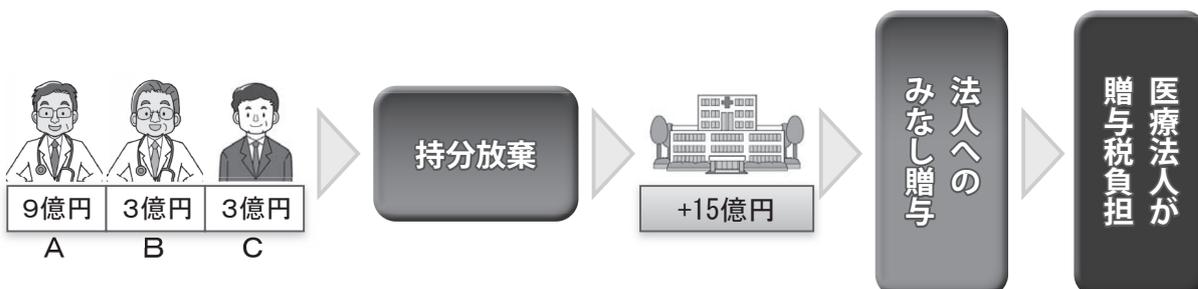
イ 出資者Aが持分を放棄した場合

残存出資者に贈与税課税のリスクが発生します。



ウ すべての出資者が持分を放棄した場合

医療法人に贈与があったとみなされ、一定の要件を満たさなければ医療法人が贈与税を支払うことになります。



出資者が持分を放棄するタイミング

2のイで示したとおり、出資者Aのみが持分を放棄した場合には、他の持分放棄していない出資者B、Cにみなし贈与税が課税される可能性があります。同様の問題が、持分なし医療法人への移行に際しても生じます。すなわち、移行に向けて、ある出資者の持分放棄が完了した時点で、他に出資者が残存している場合には、この残存出資者へみなし贈与税が課税されてしまいます。そのような問題を回避するためには、出資者が一斉で放棄をするか、又は全ての出資者について持分放棄の効力発生時点を「持分なし医療法人への移行に係る定款変更についての都道府県の認可のあった日」と統一しておく等して、一斉放棄となるような工夫をすることが望まれます（P49 書式例「6 放棄日」参照）。

なお、国から移行計画の認定を受けた場合においては、このみなし贈与税が猶予（持分なし医療法人へ移行完了の際には猶予税額が免除）されることとなります（詳細はP59～）。

※ 出資者が一斉に持分を放棄した場合の課税関係については、厚生労働省「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Q&A）」（平成26年1月23日事務連絡）のQ1を参照ください（P179～）。

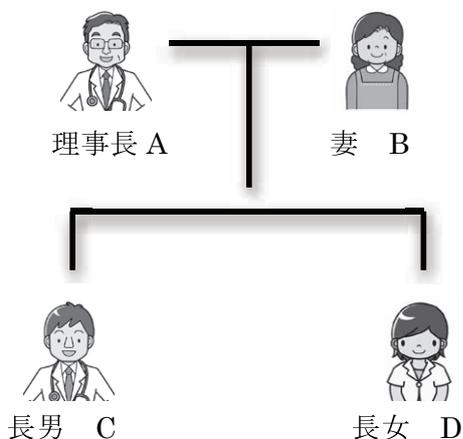
第3部 持分払戻請求のケーススタディ

ある医療法人の事例を使って持分の払戻請求権が行使された場合の影響度を見てみましょう。

【事例法人の概要】

A病院を経営する医療法人の理事長であるA氏には、妻Bと子供2人(C, D)がいます。医療法人の社員は、A, B, C, Dであり、そのうちAが18,000千円、C, Dがそれぞれ6,000千円の出資をしています。長男Cは医師としてA病院に勤務しており、事業を承継する予定です。長女Dは、病院経営には全く関与していません。

(1) 家族構成



(2) 出資者及び出資割合

出資者	出資額	出資割合
理事長 A	18,000 千円	60%
長男 C	6,000 千円	20%
長女 D	6,000 千円	20%

【持分の払戻請求権行使による持分払戻額算定に用いる計算例】

ある時、長女Dは、今後病院経営に関与しないことなどを理由として退社を申し出、払戻請求権を行使することとなりました。

この時、長女Dに対する持分払戻額はいくらになるのでしょうか。持分払戻額を算定する方法には、主に以下の3つの方法があります。それらを使って算出して、比較してみましょう。

- (1) 相続税法上の財産評価基本通達に基づく類似業種比準価額
(以下、「類似業種比準価額」という。)
- (2) 相続税法上の財産評価基本通達に基づく純資産価額
(以下、「純資産価額」という。)
- (3) 時価純資産価額

なお、払戻請求時の直近の貸借対照表は以下の通りです。

貸借対照表 単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	815,000	I 流動負債	380,000
現金及び預金	295,000	買掛金	190,000
事前未収入金	440,000	未払金	90,000
棚卸資産	30,000	その他流動負債	100,000
その他流動資産	50,000	II 固定負債	260,000
II 固定資産	1,255,000	長期借入金	260,000
1. 有形固定資産	1,200,000	負債合計	640,000
建物	610,000	純資産の部	
医療用器具備品	90,000	科目	金額
土地	500,000	I 資本金	30,000
2. 無形固定資産	20,000	II 資本剰余金	0
3. その他の資産	35,000	III 利益剰余金	1,400,000
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	1,430,000
資産合計	2,070,000	負債・純資産合計	2,070,000

- ・この医療法人A病院は、従業員100人以上の病院です。
- ・便宜上、貸倒引当金の計上等は考慮していません。
- ・純資産価額の場合、特段に劣化しているなど特別の事情がない場合、基本通達に定める方法、例えば土地であれば路線価に基づく方法や建物であれば固定資産税評価額などを利用して評価をしないこととなります。
- ・時価純資産価額の場合、土地や建物については不動産鑑定士の評価等により、その他の資産も時価により評価をしないこととなります。例えばこの事例では、土地は6億円（1億円の評価増）、建物は5億8千万円（3千万円の評価減）となり、純資産の合計額は15億円となります（P29参照）。

評価方法	長女Dへの払戻額	出資50円当たりの評価額	(参考)算式 ※通常はこのような方法で計算が行われます。
類似業種比準価額	1億4,784万円	1,232円	出資50円当たりの評価＝①×(③/②×3+⑤/④)÷4×0.7 ① 類似業種の出資50円当たりの株価 ② 類似業種の出資50円当たりの年利益金額 ③ 当該法人の出資50円当たりの年利益金額 ④ 類似業種の出資50円当たりの純資産価額 ⑤ 当該法人の出資50円当たりの純資産価額
純資産価額	2億9,256万円	2,438円	出資50円当たりの評価＝④÷(資本金の額÷50円) ① 財産評価基本通達に基づく評価後の純資産額 ② 簿価純資産額 ③ (①-②)×40% (注)平成26年4月1日以降 ④ ①-③
時価純資産価額	3億円	2,500円	出資50円当たりの評価＝時価純資産額÷(資本金の額÷50円)

- ※ 当該医療法人の出資一口50円を額面とする。
- ※ 類似業種比準価額で用いる各数値は、国税庁より公表される数値を使います。ここでは、平成26年12月公表分を使用。(業種目は「その他の産業」業種目番号121)
- ※ この事例では、類似業種比準価額方式が最も低い金額となっていますが、土地や建物などの評価や利益水準によって検証結果は異なります。

今回の事例では3つの方法のうち、類似業種比準価額が最も低い払戻額となりますが、この方法は一般に相続税あるいは贈与税の税額計算に利用する方式の1つです。持分の払戻請求権が行使された場合には、さまざまな計算方法を参考にし、残存出資者に贈与税課税がなされないようにすることが肝要です。

【払戻しを行った場合の残存出資者等に対する贈与税の課税関係】

前述した「類似業種比準価額」による計算も、「純資産価額」による計算も、「時価純資産価額」による計算も、それらに沿って計算されていれば、残存出資者への課税関係は生じません。ところが、これらの方法によらずに、上記各計算よりも低い価額で払戻すと、残った社員、すなわち残存出資者への適正な価格との差額に対する「贈与税」の課税が生じる場合があります。

逆に高い価額で払戻しを行うと、別途課税関係が生じる場合があります。また、この場合には、法54条の剰余金の配当禁止規定に抵触する可能性もあるので注意が必要です。

【持分の払戻しを受けた長女Dの所得税の課税関係】

仮に、持分の評価額を最も低い金額である類似業種比準価額とした場合、払戻金額は1億4,784万円です。このときの課税関係を見てみましょう。

1億4,784万円の取得価額（取得資本等金額）は600万円となります。従って、1億4,784万円－600万円＝1億4,184万円が「配当所得」となり、他の所得と合算して確定申告をしなければなりません。

医療法人側は、配当所得の20.42%（復興特別所得税含む。）の源泉徴収を行ってから、その残額を支払うこととなります。つまり、約2,897万円（1億4,184万円×20.42%）を源泉徴収し、翌月10日までに所轄税務署へ納付します（納期の特例の適用はできません。）。そして、その払戻しを受けた長女Dには、その額を差し引いた手取り約1億1,887万円を支払います。

なお、法人側で源泉徴収された税額については、個人の確定申告の際に控除できます。

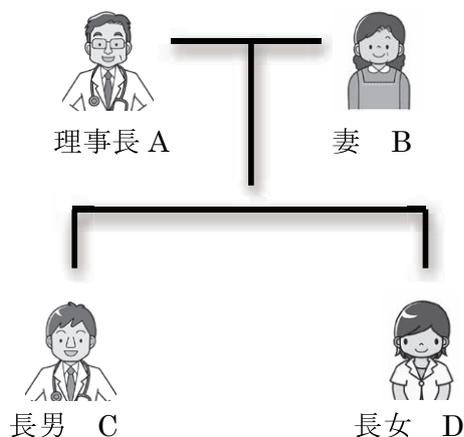
第4部 相続開始時のケーススタディ

出資者の相続も医療法人の経営危機を招く場合があります。すなわち、その持分は相続税の課税対象となり、相続税の納税が生じます。

前述の事例を参考に、出資者について相続が開始した場合（理事長Aが亡くなった場合）、法定相続人がどのくらいの相続税を支払わなければならないか、見ていくことにしましょう。

【理事長Aの相続が開始された場合】

(1) 家族構成



(2) 出資者及び出資割合

出資者	出資額	出資割合
理事長 A	18,000 千円	60%
長男 C	6,000 千円	20%
長女 D	6,000 千円	20%

(3) 相続税額算定一覧表

科目		金額	内訳等
財産総額		5 億 7,852 万円	持分 ^(※) 4 億 4,352 万円
			死亡保険金 1 億円 (法定相続人1人当たり500万円の 非課税枠がある。)
			その他の財産 5,000 万円
葬儀費用等債務控除		200 万円	
課税対象相続財産額		5 億 7,652 万円	
基礎控除額		4,800 万円	3,000 万円 + 600 万円 × 3 人
課税遺産総額		5 億 2,852 万円	
各人別の 法定相続分	妻 B	2 億 6,426 万円	5 億 2,852 万円 × 1/2
	長男 C, 長女 D	1 億 3,213 万円	2 億 6,426 万円 × 1/2
相続税額	妻 B	9,191 万 7 千円	2 億 6,426 万円 × 45% - 2,700 万円
	長男 C, 長女 D	3,585 万 2 千円	1 億 3,213 万円 × 40% - 1,700 万円
	相続税総額	1 億 6,362 万 1 千円	9,191 万 7 千円 + 3,585 万 2 千円 × 2

※ 持分は、理事長Aの出資額に相当する額であり、評価額は類似業種比準価額により評価したものです。4億4,352万円 = (出資50円当たり金額) 1,232円 × (18,000千円 ÷ 50円)。

※ 実際の相続税納付額算定にあたっては、「配偶者に対する税額の軽減」などの相続税額の諸控除もあります。

上記の一覧表で示した相続税額の算定においては、納税原資として死亡保険金1億円がありますが、残りの納税額を賄うために、持分の払戻請求がなされることも考えられます。相続が開始した場合においても、持分によるリスクの大きさが見て取れるかと思えます。

一定の要件を満たした生命保険金は、相続税の非課税枠があり原則受取人の固有の財産となる等納税資金の確保には有効ですが、持分評価額が多額である場合には不十分であることが多く、抜本的な解決には至りません。